

長野県優良産廃処理処理業者認定制度の手引 新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1 優良産廃処理業者認定制度の概要</p> <p>1 制度について</p> <p>優良産廃処理業者認定制度（以下「認定制度」という。）とは産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）が、その許可の更新時に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項に規定する、遵法性、事業の透明性、環境配慮への取組、電子マニフェストへの対応及び財務体質の健全性の観点から設定した優良基準（以下「優良基準」という。）に適合することを認定（以下「優良認定」という。）された者又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第248号。）附則第5条に基づく確認（以下「優良確認」という。）を受けた者を優良産廃処理業者とする制度です。</p> <p>（略）</p> <p>第2 優良基準 （略）</p> <p>1 遵法性に係る基準</p> <p>認定申請の際に受けている産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業（以下「(特別管理)産業廃棄物処理業」という。）の許可の有効期間において[※]、次の不利益処分（以下「特定不利益処分」という。）を受けていないことが必要です。</p> <p>[※] 更新期限の到来を待たずして優良認定を伴う更新申請を行う場合</p>	<p>第1 優良産廃処理業者認定制度の概要</p> <p>1 制度について</p> <p>優良産廃処理業者認定制度（以下「認定制度」という。）とは産業廃棄物処理業者又は特別管理産業廃棄物処理業者（以下「処理業者」という。）が、その許可の更新時に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第2項及び第7項並びに第14条の4第2項及び第7項に規定する、遵法性、事業の透明性、環境配慮への取組、電子マニフェストへの対応及び財務体質の健全性の観点から設定した優良基準（以下「優良基準」という。）に適合することを認定（以下「優良認定」という。）された者を優良産廃処理業者とする制度です。</p> <p>（略）</p> <p>第2 優良基準 （略）</p> <p>1 遵法性に係る基準</p> <p>認定申請の際に受けている産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業（以下「(特別管理)産業廃棄物処理業」という。）の許可の有効期間（平成23年4月1日以降に一度だけ優良認定を伴わない許可更新を受けた者が、次の更新期限の到来を待たずして優良認定を伴う更新申請を行う場合にあつては、申請日前5年間）において、次の不利益処分（以下「特定不利益処分」という。）を受けていないことが必要です。</p>

にあつては、申請日前5年間又は従前の許可を受けた日から申請日までのいずれか長い期間において、特定不利益処分を受けていないことが必要となります。なお、この場合、新たな許可の有効期間は、新たな更新の許可の日から7年間となります。

(略)

2 事業の透明性に係る基準 (略)

イ 優良認定された者 当該許可を受けた日から認定申請までの間

(略)

第3 認定申請手続

1 (略)

(2) (略)

イ (略)

○ 誓約書(様式第3号)

誓約書に記載する、特定不利益処分を受けていない期間は次のとおりです。

・許可更新にあわせて認定申請を行う場合

始期：現行許可の開始日

終期：現行許可の終了日

・更新期限の到来を待たずして認定申請を行う場合

始期：現行許可の開始日又は更新申請日の5年前の日のうち

(略)

2 事業の透明性に係る基準 (略)

イ 優良認定された者 (ウに該当する場合を除く。) 当該許可を受けた日から認定申請までの間

ウ 平成23年4月1日時点で(特別管理)産業廃棄物処理業の許可を受けていた者であつて、当該許可の有効期間の満了日までの間に優良確認を受けた後、初めて認定申請した者 優良確認を受けた日から認定申請までの間

(略)

第3 認定申請手続

1 (略)

(2) (略)

イ (略)

○ 誓約書様式第3号)

前の日付

終期：更新申請日

○ インターネットによる情報公開に係る書類 (略)

(イ)第2の2のイの者が提出する書類

(略)

○ インターネットによる情報公開に係る書類 (略)

(イ)第2の2のイ及びウの者が提出する書類

(略)